平成２４年（フ）第４３７号
千葉県市原市五所1352番地１　ハイステアコーポＢ－１
債務者　荻島三枝子（旧姓清水・佐藤）
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４４５号
千葉県船橋市夏見１丁目18番11―304号
債務者　佐藤　紀明
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４４８号
千葉県船橋市前原西１丁目６番10―403号
債務者　鈴木ともみ
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３号
富山県魚津市本江1462番地15
債務者　鎌田　泰匡
１　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第２４号
石川県七尾市中島町崎山１部10番地１、従前の住所富山県富山市石坂新27番地２　雇用促進住宅１棟208号
債務者　落合　　瞳
１　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第８３号
長野県中野市大字笠原269番地
債務者　阿部美奈子
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５８号
長野県上田市材木町２丁目12番38号　メゾン21東上田305号、前住所埼玉県さいたま市大宮区高鼻町２丁目268番地12　グリーンハイツたかはな303号室
債務者　岡田　文子
１　決定年月日時　平成24年５月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第５９号
長野県上田市生田5016番地７　メアラスＣ―101
債務者　岡田　圭介
１　決定年月日時　平成24年５月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第７６号
長野県松本市寿北８丁目20番13号
債務者　岡田さかえ
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３５号
長野県諏訪市大字中洲3064番地５　ハイツエルＢ102号、前住所長野県諏訪郡富士見町富士見11759番地４
債務者　名取　祐季
１　決定年月日時　平成24年５月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１３１号
岐阜県各務原市那加日吉町１丁目72番地グレースコートⅡ棟１Ｃ号
債務者　内海テルヨ（旧姓弥富・池田）
１　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１３８号
岐阜市宇佐２丁目12番１―209号ハイツ宇佐１号棟
債務者　水野久美子
１　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１４８号
岐阜市須賀３丁目11番11―501号アサイ第２ビル
債務者　成瀬　弘樹
１　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７５号
北海道苫小牧市日新町４丁目２番９―405号
債務者　田中　忠夫
１　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第９２７号
名古屋市千種区今池４丁目３番19号　ジュネス今池305号
債務者　木原淳一郎
１　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６９２号
大阪市城東区東中浜７丁目５番８号
債務者　山城　千永
１　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２０４号
大阪市住吉区我孫子東２丁目５番２―202号、前住所大阪市住吉区苅田７丁目10番７―1006号
債務者　岩井　　淳
１　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部